

山形銀行 デイデポジッター利用規定

1. (利用契約)

当行所定の「デイデポジッター・カード式メールボックス利用申込書」の提出を受け、これを当行が承諾したときに申込人と当該デイデポジッター利用契約が成立するものとします。

2. (利用目的)

デイデポジッターは、当店における至急扱でない事務処理物品を、営業時間中に投入するために利用してください。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (利用時間)

デイデポジッターの利用時間は、取扱区分により、以下のとおりとします。

下記時限に間に合わない場合は、デイデポジッターに投入せず、窓口にお問合せください。

- (1) 当日扱 9:00～11:00
- (2) 翌営業日以降扱 9:00～14:00

5. (利用方法)

デイデポジッターを利用するときは以下の取扱区分により、事務処理物品をそれぞれ専用袋に収容のうえ、「デイデポジッターご利用明細票」とともに投入してください。

(1) 投入可能物品

- ・登録振込依頼書 ・総合振込依頼書 ・振込依頼書 ・財形預入依頼書
- ・自動集金サービス振替請求書 ・歳入金、県税および市町村税納付書 ・公共料金納付書 等
- ・上記資金（手数料を含む）決済用の小切手および払戻請求書 ・取立手形（ただし当日扱袋への投入のみ可）
- ・上記にかかる通帳、入金帳、振込依頼帳および取立依頼帳 等

(2) 投入対象外物品

- ・入金および手数料等のための現金（小切手を含む）
 - ・現金払戻のための小切手および払戻請求書
 - ・処理に緊急を要するもの
 - ・処理日当日に返却を要するもの
- (注) 1. 処理日の異なるものは、処理日ごとに袋を分け、1袋ずつ投函ください。
2. 投入可否がご不明の場合は、当店に事前にお問合せください。

6. (当行の事務処理)

- (1) デイデポジッターに投入された専用袋内の投入書類は、当行所定の手続きにより、当日またはご指定の日処理します。
- (2) 第1項の取扱にあたり、投入書類と利用明細票の記載内容が異なる場合等、当行は処理できないことがあります。また、次の各号に該当する場合、当行はご依頼の取引について処理いたしません。
この場合、処理しないことにより生じた損害については当行は責任を負いません。
 - ① 投入書類に形式不備または記載相違等不備があった場合。
 - ② 入金・振込・払込・振替に必要な資金の総額と、当行で算定した小切手・払戻請求書記載の金額が相違する場合。
 - ③ 当行が振込・払込・振替を処理するときに、必要な資金総額が、当該引落し口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合。

7. (処理済物品の返却)

デイデポジッターによりお預りした事務処理物品は、当行の手続が終了後、次のいずれかで返却いたします。

- (1) デイデポジッター用メールボックス
通帳等の重要物件をお返しする場合は、「返却簿」を併せて投函いたしますので、受取りの際には、物品を確認し署名または押印のうえ、当店窓口に戻してください。
- (2) 窓口
受取りの際には、物品を確認し「デイデポジッターご利用明細票」に署名または押印してください。

8. (利用カードの保管等)

利用カードは本人が保管し、そのカードを利用してデイデポジッター投入口扉の開扉を行ってください。

9. (利用カードの紛失・破損)

利用カードを紛失したとき、または破損したときは、直ちに当店に届出てください。なお、利用カードの再作成については、実費をいただく場合があります。

10. (専用袋の紛失・破損等)

専用袋を紛失したとき、破損したとき、または専用袋が不足する場合は、当店に申出てください。なお、専用袋の再交付については、実費をいただく場合があります。

11. (届出事項の変更等)

- (1) 印章・名称・代表者・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (損害の負担等)

デイデポジッターの利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、デイデポジッターについて第2条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じて、当行は責任を負いません。

13. (解約等)

- (1) この契約は、本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、利用カード・専用袋および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしてください。
なお、利用カード・専用袋を紛失した場合に解約するときは、このほか、第9・10条に準じて取扱います。
- (2) この契約は、当行の都合によりいつでも解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。

14. (譲渡・転貸等の禁止)

デイデポジッターの利用権は、第三者に譲渡・転貸または質入することはできません。なお、利用カード・専用袋についても同様とします。

15. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定等により取扱います。

16. (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。

(2) この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)

〈 デイデポジッター利用カードお取扱上のお願い 〉

- ・ カードは、他人に貸したり、譲り渡したりしないでください。
- ・ カードを万が一なくされたときは、すぐに当店にご連絡ください。
- ・ カードを折り曲げたり、テレビ・オーディオ機器・冷蔵庫など強い磁気のあるところに置くことはお避けください。
- ・ カードを破損した場合など、使えなくなったときはお早めに当店にお申し出ください。

以 上